

○宮崎大学大学院農学工学総合研究科自然共生技術研究センター運営委員会規程

〔平成21年2月18日  
制 定〕

改正 平成22年9月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学大学院農学工学総合研究科自然共生技術研究センター規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学大学院農学工学総合研究科自然共生技術研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自然共生技術研究センターの事業計画及び運営経費に関する事項
- (2) 自然共生技術研究センターの施設・設備の概算要求等に関する事項
- (3) その他自然共生技術研究センターの運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各部門長
- (3) 各専攻から選出された委員 各1人
- (4) 兼任教員

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、工学部教務・学生支援係(農学工学総合研究科担当)において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。